

特定疾病診断給付金特約(20) 無配当

がん・急性心筋梗塞・ 脳卒中

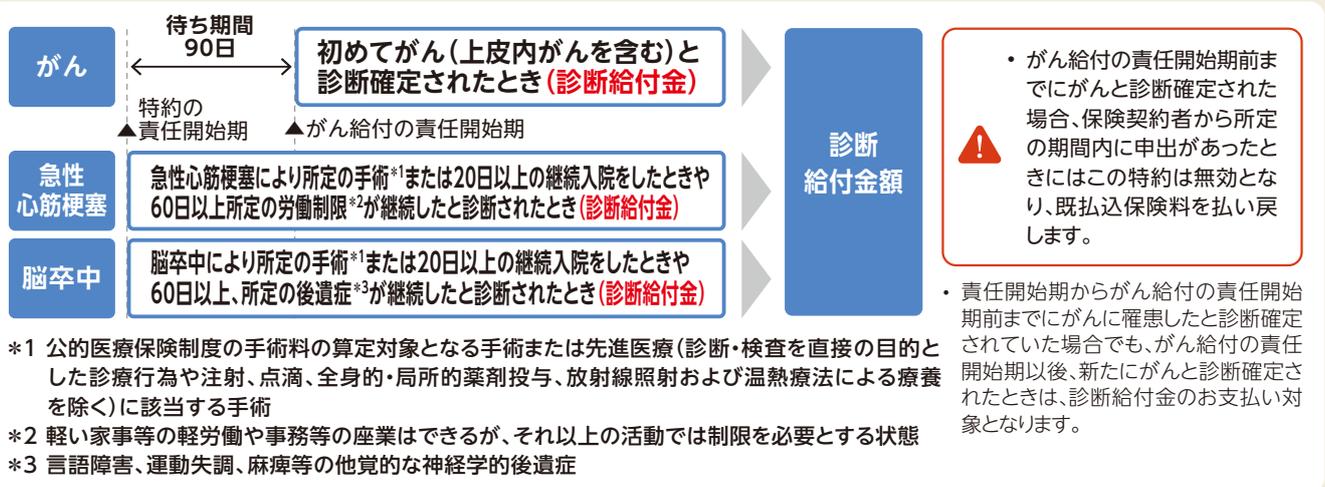
で所定の状態になられたら一時金。

がん・急性心筋梗塞・脳卒中は治療費に加え、
予想外の費用が必要になることもあります。
所定の状態になられたときに一時金をお支払いするこの特約で、
さまざまな費用に備えることができます。



お支払い事由

詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください



※がん給付の責任開始期は、この特約の責任開始期からその日を含めて90日経過した日の翌日となります。
 ※急性心筋梗塞、再発性心筋梗塞が対象となります。脳卒中のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞が対象となります。

! 診断給付金をお支払いした場合、この特約は消滅します(診断給付金のお支払いは1回のみです)。
! 特約の保険期間をとおしてこの特約は解約返戻金がありません。



こちらの保険にプラスできます。

- **メディカル・ベネフィット**
総合医療保険(無解約返戻金型) 18
- **メディカル・ベネフィット リターン**
健康還付給付金特則付総合医療保険(無解約返戻金型) 18
- **総合医療保険**
- **低解約返戻金特則付総合医療保険**
- **がん保険**
- **終身がん保険(08)**
- **低解約返戻金特則付終身がん保険(08)**

※特約の付加にあたっては所定の制限があり、付加できないこともあります。

ご契約に際して

契約年齢の範囲 **3歳～85歳**

- 主契約の保険種類などによって、契約可能な年齢範囲は異なります。
- お子さまについては、自治体によってさまざまな医療費助成を実施しています。詳しくはお住まいの自治体にご確認ください。

取扱給付金額 **100,000円～3,000,000円**

- 所定の制限があります。詳細は担当者にご確認ください。

保険料払込方法 **主契約と同様の払込方法**

特約の自動更新 **保険期間が満了し主契約が更新する場合、特約についても告知や医師の診査なしで自動的に更新できます。**

- 被保険者が80歳(保険料払込免除特約*を付加している場合は70歳)になるまで更新できます。
- * 保険料払込免除特約(20)が付加されている場合は80歳になるまで更新できます。
- 更新可能なご契約については、事前に当社よりお知らせします。保険期間満了日の2週間前までに継続しない旨をご通知いただいた場合は、自動更新いたしません。

- 主契約が更新した場合のみ同時に更新できます。
- 更新後の保険料は更新時の保険料率・被保険者の年齢で計算しますので、通常、更新前よりも高くなります。

お支払い事由の変更

公的医療保険制度の改正が行われ、その改正がこの保険のお支払い事由に影響をおよぼす場合、主務官庁の認可を得て、お支払い事由を変更することがあります。

ご確認ください

- ご契約の際には「重要事項説明書(契約概要)」、「重要事項説明書(注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。
- 当社の担当者は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- 担当者がお客さまより現金・小切手をお預かりすることは一切ございません。

先進医療について

健康保険制度に基づく評価療養のうち、療養を受けた日において、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する医療施設にて行われるものに限る)をいいます。

- 具体的な先進医療技術・適応症・実施している医療機関については変更されることがあります。詳細は厚生労働省のホームページをご確認ください。

特約の中途付加

特約の中途付加

ご契約の途中でも特約を付加することができます。

⚠ 以下の場合、特約を中途付加することができません。

- ① 保険料前納中
- ② 保険料の払込が免除されている場合
- ③ 保険料払込済の場合
- ④ 過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障がい状態などが当社の基準を満たさない場合(特別な条件をつけてお引き受けすることもあります)

※その他、会社の定める条件を満たさない場合、特約を中途付加できないこともあります。詳細につきましては、担当者にご確認ください。

ソニー生命保険株式会社

本社 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ
ホームページ www.sonymlife.co.jp/

▶担当者の身分・権限についてのお問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。

《カスタマーセンター》 ☎ 0120-158-821

個人情報の保護に関する法律の定めに基づき、契約内容に関するお問い合わせは保険契約者ご本人様からお願いしております。
なお、お問い合わせの際は、保険証券などの「証券番号」が分かるものをご用意ください。

登録No.SL-SP12-612

担当者

商品内容のお問い合わせは下記担当者までご連絡ください。